赤字は R05 第 3 回委員会提示案からの主な変更部分で、本資料のみで着色。

4 章 保存・活用の各施策

ここでは、1 章（2）で示した指定地の 3 つのゾーン、周辺地域、それぞれの現況を踏まえて、保存・活用の方針と施策について示しました。

（1）保存・活用の基本方針

北広島市及び関係機関は、以下のような方針で保存・活用の取り組みを進めていきます。

- 残されている森林環境の保全（保存）を第一とする。**〔全域〕**
- 森林環境の劣化により本質的な価値が失われる危険性がないかモニタリングする。**〔全域〕**
- 森林環境の劣化により本質的な価値が失われる危険性があるときは対策を実施する。その際にも大きな改変等を与えないよう、慎重で自然の回復力を活かした**受動的な手法**※を用いる。**〔森林保全ゾーン〕**
- 現在森林環境が失われている箇所については、モニタリングをしながら**受動的な手法**※での自然林の再生を慎重に行う。**〔森林再生と教育利用等ゾーン〕**
- 活用は、教育的な利用を基本とし、指定地の自然環境の価値や貴重性について理解を深め、森林環境を保全する姿勢・取り組みを育む場となるようにする。**〔全域〕**
- 保存と活用は、科学的及び教育学的な視点から評価を行い、影響や変化をモニタリングしながら行う。**〔全域〕**

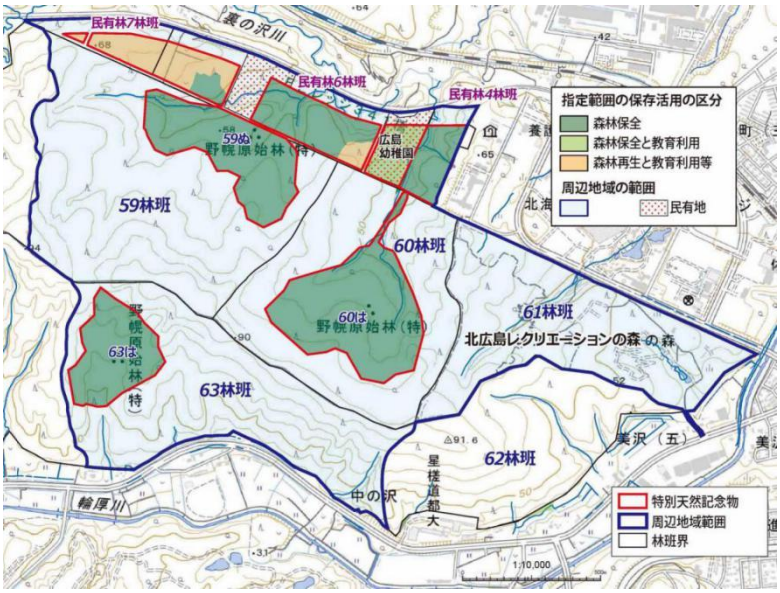

図 4-1 対象範囲のゾーニング

※ 自然環境の再生にあたっては、できるだけ自然が持つ回復力を活かした「受動的な手法」を用いることが推奨されています。これは積極的に環境を大幅に改変することにより、かえって自然の回復力を奪って取り返しのつかない事態を招く恐れがあるためです。指定地においても残された自然の保全を第一とするため、自然の回復のしくみを理解しその手助けをすることを優先的に考えます。

参考：中村太士（2003）自然再生の考え方―その原則と適用―．環境技術 32:968-975.
松田裕之ほか（2005）自然再生事業指針．保全生態学研究 10:63-75.

（２）保存・活用の施策

保存管理の施策

北広島市及び関係機関は、第 3 章に挙げたような現状と課題を踏まえて、以下のような取り組みを進めていきます（挙げられた課題と対応する施策については、保存・活用それぞれの表を参照してください）。

1 法令等に基づく保存管理　〔指定地〕

文化財保護法に基づいて管理を行ないます。文化財の現状変更等に対する個別の取り扱いについては**本章**（**3**）に記載しています。

2 森林環境の維持（自然林の課題①）　〔全域〕

指定地は分断・小面積化しているため、周辺地域も含めてそれぞれの現状を踏まえつつ、関係者の協力を得て指定地の森林環境に準ずるような森林が維持回復されるように努めます。

指定地の価値が損なわれないよう、それぞれの所有者が保全的な管理に取り組み、定期的な連絡調整・情報共有を行い、共通認識の醸成を図って適切な保存管理に努めます。なお、国有林については、林野庁によって地域管理経営計画及び国有林野施業実施計画に基づいた適正な管理が行われます。

3 森林環境の劣化に対する保全策の検討（自然林の課題②③④）　〔森林保全ゾーン〕

指定地においては、エゾシカ等による特定樹種の枯死、風倒被害、更新立地の消失といったことにより、森林環境の劣化が懸念されています。今後それらの影響が表出していないか定期的にモニタリングし、自然の回復力のみでは不十分で、価値が失われるような不可逆的な劣化が懸念されたときには、専門家の協力を得て生態学的な対策を検討します。

４ 非自然林地の再生（非自然林の課題①②）　〔森林再生と教育利用等ゾーン〕

非自然林となっている箇所については、自然林が再生していくことを期待し、今後の推移を定期的にモニタリングします。**既指定地の良好な自然林を目標となる森林の姿として設定し、モニタリング結果をもとに目標に近づくような**森林の再生が進んでいないと懸念されたときには、専門家の協力を得て生態学的な対策を検討します。

※ 非自然林地の再生の目標となる森林は、２章（3）で述べたように、直径 1m を超える巨木が残り多様な樹種からなる原生的な自然林です。下図のように森林調査区が過去の調査で設定されており、その樹種構成・サイズ構成と比較することにより、モニタリング結果の評価をします。そのような自然林は既指定地を中心に残されており、地形や地質との関係から大きく「イタヤカエデやシナノキを主とする森林」「ヤチダモやカツラなどからなる湿性林」「火砕流堆積物の影響が強いミズナラ・コナラ林」に分けられるため、場所ごとにどの姿に近づくかを、モニタリングをしながら予測して、目標となる姿を決定します。

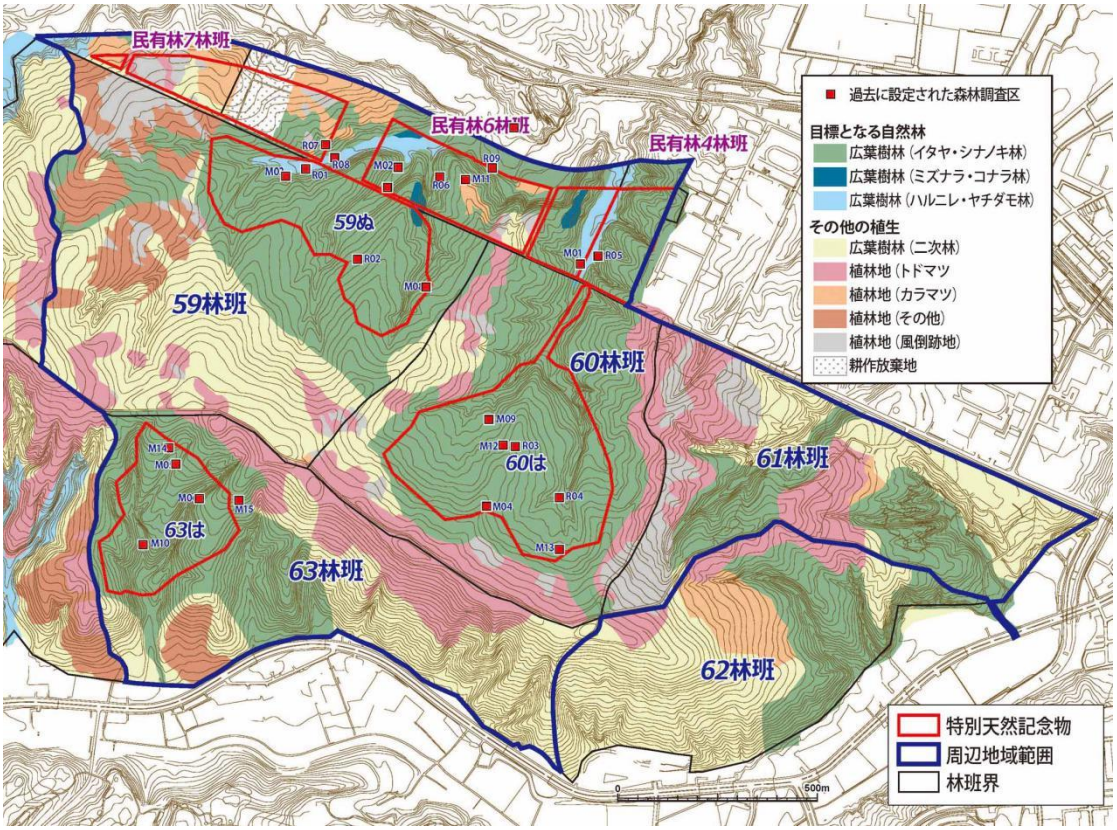

表 4-1　3 章（1）保存管理の課題とそれに対応する施策

自然林部分の課題（保存）	対策となる施策 （※は必要と認められたときに考えられる対策）
〔課題①〕分断され小さくなったことによる森林環境の劣化リスク	・指定地の森林の保全 ・指定地周辺も含めた森林の保全
〔課題②〕天然更新の少なさによる森林の持続への懸念	・更新状況の定期的なモニタリング ※地表処理（ササ類の除去等）による更新立地の創出
〔課題③〕トドマツの枯死と減少	・生育数・更新状況の定期的なモニタリング ※地表処理による更新立地の創出
〔課題④〕エゾシカの増加による特定樹種や更新への悪影響	・影響量を把握する定期的なモニタリング ・地域におけるエゾシカの動向を把握する指標などの収集・分析 ※影響を受ける個体やエリアの保全策の実施
〔課題⑤〕今後の森林の推移の予測	・森林の変化の定期的なモニタリング ・森林の動態や特性に関する調査研究情報の共有

非自然林部分の課題（再生）	対策となる施策 （※は必要と認められたときに考えられる対策）
〔課題①〕人工林・風倒跡地の自然林再生	・森林再生状況の定期的なモニタリング ※風倒木や植栽木の除去 ※自生樹種の植栽
〔課題②〕耕作放棄地の自然林再生	・森林再生状況の定期的なモニタリング ※土質や地形の改善、草本植物の除去 ※自生樹種の植栽

活用の施策

1　森林教育への活用　〔森林保全と教育利用ゾーン〕

広島幼稚園の敷地で取り組まれている森林教育は、指定地の森林環境と生息する動植物を活かしたものであり、対象地を継続的に活用できるよう支援します。

2　対象地について周知・理解を深める取り組み〔全域〕（活用の課題①②）

周辺地域にある北広島レクリエーションの森や、本市の社会教育施設であるエコミュージアムセンターを活用して、周知・理解を深める取り組みをしていきます。

周辺施設、周辺市町村の協力も得ながら、市外居住者も含めた対象に対して、周知・理解を深める取り組みをしていきます。

これまでの調査研究や今後のモニタリング調査の成果を広く紹介し、環境教育や郷土学習に活用します。**エコミュージアムセンターにおいて調査成果を収集・蓄積して市民や研究者に提供するほか、常設展の更新や企画展の開催、体験行事の定期的な開催を行います。**

森林環境の保全や、非自然林の再生に資するような取り組みを市民団体や企業が行うときに、基本方針を共有し、協働で実施します。

表 4-2　3 章（2）活用の課題とそれに対応する施策

活用の課題	対策となる施策
〔課題①〕認知、理解の少なさ	・周知・理解を深める取り組みの実施 ・周辺施設の協力を得た周知活動の実施 ・学校教育カリキュラムへの組み込み ・保全・再生への市民参加の支援
〔課題②〕立ち入りの難しさ、周辺地域と連動した利用の促進	・北広島レクリエーションの森やエコミュージアムセンターを活用した取り組み

エコミュージアムセンターでの企画展「野幌原始林の自然環境～森のいま・むかし～」2020 年 7～9 月

運営・体制の整備

1　本計画に基づく現状の把握、取り組みの検討の体制

野幌原始林において実施したモニタリング調査等の結果を集約しての現状把握、取り組みの検討等については、**北広島市文化財保護審議会**（事務局：北広島市教育委員会教育部エコミュージアムセンター）において行ないます。審議会では、必要に応じて専門家や関係機関および取り組みに関係する市民グループ等がオブザーバーとして参加して討議をします。

本計画に基づく現状把握・検討の体制

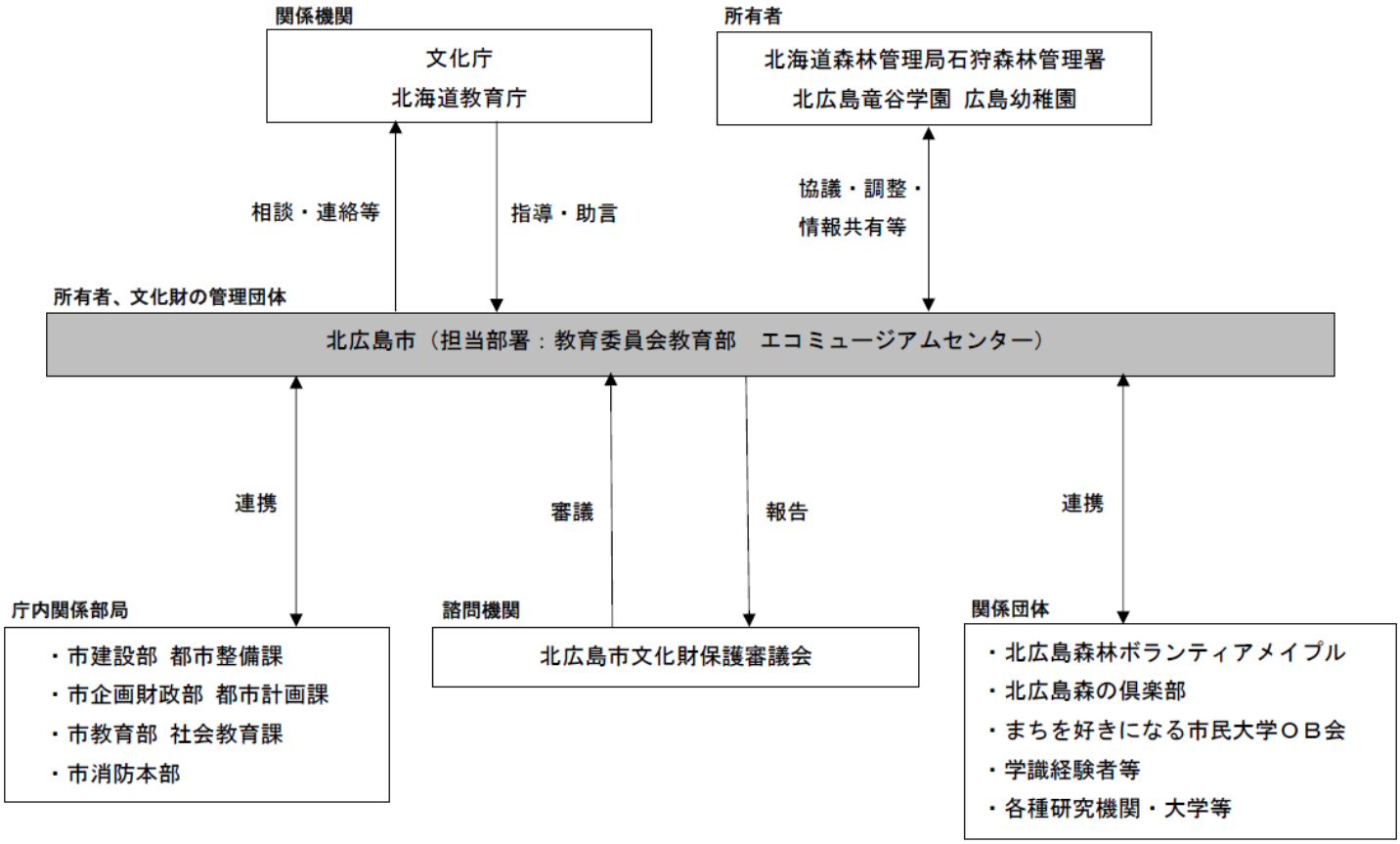

2　関係する組織・市民に期待される役割、分担

本計画に関係する組織・市民に期待される役割は、以下の通りになっています。それぞれが協力して取り組むことが求められています。

【事務局】

◆北広島市（担当部署：教育委員会教育部　エコミュージアムセンター）（管理団体）

【諮問機関】

◆北広島市文化財保護審議会 / 文化財の指定、保存及び活用に関する事項を審議、報告等

【土地所有者】

◆北広島市（担当部署：教育委員会教育部 エコミュージアムセンター ）/ 特別天然記念物における適正な保存・活用 等

◆北海道森林管理局石狩森林管理署 / 特別天然記念物野幌原始林の保存・活用に関する協議・調整・情報共有 等

◆北広島竜谷学園 広島幼稚園 / 特別天然記念物野幌原始林の保存・活用に関する協議・調整・情報共有 等

【関係機関】

◆文化庁 / 特別天然記念物における適正な保存・活用等の指導・助言

◆北海道教育庁/ 特別天然記念物における適正な保存・活用等の指導・助言

【関係部局】

◆北広島市 建設部 都市整備課 / 公園・緑地の維持管理、緑化推進 等

◆北広島市 企画財政部 都市計画課 / 緑の基本計画、都市景観 等

◆北広島市 教育部 社会教育課 / 北広島レクリエーションの森の管理・運営 等

◆北広島市 消防本部 / 火災発生時の消火及び救急の対応 等

【関係団体】

◆北広島森林ボランティアメイプル / 特別天然記念物野幌原始林の調査・研究・保存・活用の補助 等

◆北広島森の倶楽部 / 特別天然記念物野幌原始林の調査・研究・保存・活用の補助 等

◆まちを好きになる市民大学ＯＢ会 / 市民ボランティアによる調査・研究・保存・活用の補助 等

◆学識経験者等 / 各研究分野からの研究 等

◆各種研究機関・大学等 / 特別天然記念物野幌原始林に関する調査・研究・保存・活用の情報提供 等

（3）指定地における現状変更等の取り扱いについて

特別天然記念物において、**現状を変更したり、保存に影響を及ぼしたりするような行為**（以下、「**現状変更等**」）については、**文化庁長官**の許可を得る必要があります。なお、施行令第 5 条 4 項に示されている現状変更等については**北広島市教育委員会**が許可等の事務を行うこととなります。

【文化財保護法】（昭和 25 年法律第 214 号、令和 4 年法律第 68 号による改正）
第百二十五条（現状変更等の制限及び原状回復の命令）　史跡名勝天然記念物に関しその現状を変更し、又はその保存に影響を及ぼす行為をしようとするときは、文化庁長官の許可を受けなければならない。ただし、現状変更については維持の措置又は非常災害のために必要な応急措置を執る場合、保存に影響を及ぼす行為については影響の軽微である場合は、この限りでない。

1　基本方針

原則として、特別天然記念物の価値を毀損する可能性のある現状変更は認められません。**保存のための整備や調査研究を目的とするもの、災害防止上やむを得ない必要最小限度のものについては、当該天然記念物の価値に十分に配慮されたものに限り認めます。**

「**森林保全と教育利用ゾーン**」については、指定以前から土地所有者である教育機関によって森林を活用した教育活動が行われ、自然環境もその影響を受けた状態となっていることを踏まえ、これまでと同様の活動と環境が維持されるような行為については行うことができます（次項に詳細な行為内容を記載しました）。

2　事後の届出の特例に該当する行為について

本計画において以下に記載している現状変更等については、文化財保護法第 129 条の 4 の特例に基づき、事後の届出を以って行うことができます。**その場合は、実施主体が原則として土地所有者または管理者である北広島市教育委員会であり、以下の行為に該当することを事前に北広島市教育委員会が認定した上で認められます。**

事後の届出で現状変更等を可能とする行為であっても、実施状況を定期的に把握するため、実施内容については、計画期間内の毎年度当初に北広島市教育委員会に提出を求めるものとします。また、適宜立ち入り調査を実施し、確実な保存管理を担保します。

【文化財保護法】

第百二十九条の四（現状変更等の許可の特例）　第百二十九条の二第三項に規定する事項が記載された史跡名勝天然記念物保存活用計画が同条第四項の認定（前条第一項の変更の認定を含む。以下この章及び第百五十三条第二項第二十五号において同じ。）を受けた場合において、当該史跡名勝天然記念物の現状変更又は保存に影響を及ぼす行為をその記載された事項の内容に即して行うに当たり、第百二十五条第一項の許可を受けなければならないときは、同項の規定にかかわらず、当該現状変更又は保存に影響を及ぼす行為が終了した後遅滞なく、文部科学省令で定めるところにより、その旨を文化庁長官に届け出ることをもつて足りる。

事後の届出で現状変更等を可能とする行為は以下の通りです。期間は、その行為が認定を受けてからこの計画の実施期間内までとします。

区分	行為の内容	実施の目的	実施場所	行為者	頻度・回数	留意事項
調査研究	区域への立ち入り	調査、現状確認	指定地全域	北広島市および協力研究機関	年 5 回程度	必要最小限の人数で、地形や植生の大きな破損を伴わないもの。植物の踏み荒らしに注意し、外来種の持ち込み防止措置を図って行う。
調査研究	調査区の仮設	植生調査、森林調査	指定地全域	北広島市および協力研究機関	年 3 回程度	一時的な調査範囲の把握のためのもので、恒常的な機材の設置を伴わないもの。植物の踏み荒らしに注意し、外来種の持ち込み防止措置を図って行う。
調査研究	調査器具の設置	動物行動調査	指定地全域	北広島市および協力研究機関	年 3 回程度	樹木の破損等を伴わない自動撮影装置や音声記録装置の設置・取り外し。植物の踏み荒らしに注意し、外来種の持ち込み防止措置を図って行う。
調査研究	植物体の採取	植物相調査	指定地全域	北広島市および協力研究機関	年 2 回程度。草本類は 1 種 3 株以内、木本類は 1 種 3 部位程度以内	植物種同定のための採取で、必要最小限のもの。植物の踏み荒らしに注意し、外来種の持ち込み防止措置を図って行う。
教育活動	区域への立ち入り	教育活動	森林保全と教育利用ゾーン	広島幼稚園教職員、児童およびその関係者	通年	幼稚園の日常的な教育活動によるもの。

教育活動	補助施設の使用	教育活動	森林保全と教育利用ゾーン	広島幼稚園教職員、児童およびその関係者	通年	広場に常設しているテント・机などを教育活動において使用するもの。幼稚園の管理者のもとにおいて行われるもの。
区分	**行為の内容**	**実施の目的**	**実施場所**	**行為者**	**頻度・回数**	**留意事項**
教育活動	火器の使用	教育活動	森林保全と教育利用ゾーン	広島幼稚園教職員、児童およびその関係者	通年	広場に設置された調理用の焚火施設、および暖房器具を教育活動において使用するもの。幼稚園の管理者のもとにおいて行われるもの。消火器を設置し、特定の場所で行う。
教育活動	動植物の採取	教育活動	森林保全と教育利用ゾーン	広島幼稚園教職員、児童およびその関係者	通年	ゾーン内において教育活動のために小動物や植物の花・果実等を採取するもの。教育体験のための必要最小限のものとする。
教育活動	草刈り、樹木の枝払い	安全確保	森林保全と教育利用ゾーン	広島幼稚園およびその委託者	年 10 回程度	活動の支障となるもの、危険となるものの除去で、小型の器具によるもの。
保全活動	草刈り、樹木の枝払い、倒木の除去	安全確保	森林再生と教育利用等ゾーン	北広島市および協力団体の構成員	年 5 回程度	森林の再生手法の検討等のための現況確認において、支障となるものや危険となるものの除去で、小型の器具によるもの。
保全活動	外来植物の除去	外来植物の繁殖・生育拡大を防ぐための防除	指定地全域	北広島市および協力研究機関、協力団体の構成員	年 5 回程度	本来地域に生育していない外来植物を確認した時に、緊急的に除去するもの。生育する在来植物に影響がないように配慮する。

（4）計画の検証・評価と見直し

本計画の内容、それに基づく実施結果については、定期的に検証・評価を行ないます。検証結果に基づき、計画内容の更新が必要な時には 10 年ごとに計画内容の見直しを行ないます。